

令和 7 年度五城目町の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (8 年 1 月 1 日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
年度	人	千円	千円	千円	%
R 7	7,566	7,045,902	281,438	683,652	9.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
R 7	132	331,160	181,691	170,801	683,652

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、7 年 4 月 1 日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

	R 4	R 5	R 6	R 7
五 城 目 町	97.3	96.6	95.7	96.8
全 国 市 町 村	98.5	98.6	98.5	98.3
類 似 団 体	95.0	95.1	95.2	95.4

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

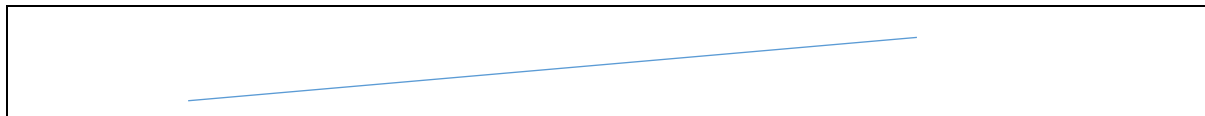
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和 7 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、① 3 年前に比べ 1 ポイント以上上昇している場合、② 3 年連続で上昇している場合、③ 100 を超えている場合について、その理由及び改善の見込み



(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員においては、行政職俸給表（一）について 3 級から 7 級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8 級から 10 級の隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

令和 7 年 4 月 1 日に、一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3 級から 6 級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の 8 級以上に相当する給がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消等は実施していない。）

② 地域手当の見直し

当町は支給なし

③ その他の見直し内容

令和 7 年 4 月 1 日に、扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
五城目町	40.4歳	294,200円	337,169円	309,579円
秋田県	42.8歳	333,500円	396,700円	357,900円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	40.4歳	305,300円	369,619円	326,612円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		五城目町	秋田県	国
一般行政職	大 学 卒	221,562円	227,201円	220,000円
	高 校 卒	189,334円	195,800円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	2,723百円	3,285百円	3,690百円	3,769百円
	高 校 卒	2,377百円	2,919百円	3,430百円	3,480百円

(注) 経験年数は、採用前に民間企業等に勤務した経験がある場合、その期間を換算し採用後の勤務期間に加算した年数です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	統括課長 上位管理職	1人	1.4%	3,577百円	4,186百円
5 級	課長級 課の責任者として組織運営や管理を統括	10人	14.2%	3,235百円	4,010百円
4 級	課長補佐級 政策立案や部門調整を担い、管理職の補佐を行う	12人	17.1%	3,009百円	3,888百円
3 級	係長・主査級 係の統括や制度運営の実務責任者	16人	22.8%	2,671百円	3,572百円
2 級	主任級 一定の経験を積んだ職員	10人	14.2%	2,316百円	3,106百円
1 級	主事 一般事務を担当する職員	21人	30.0%	1,848百円	2,599百円

（注）1 五城目町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

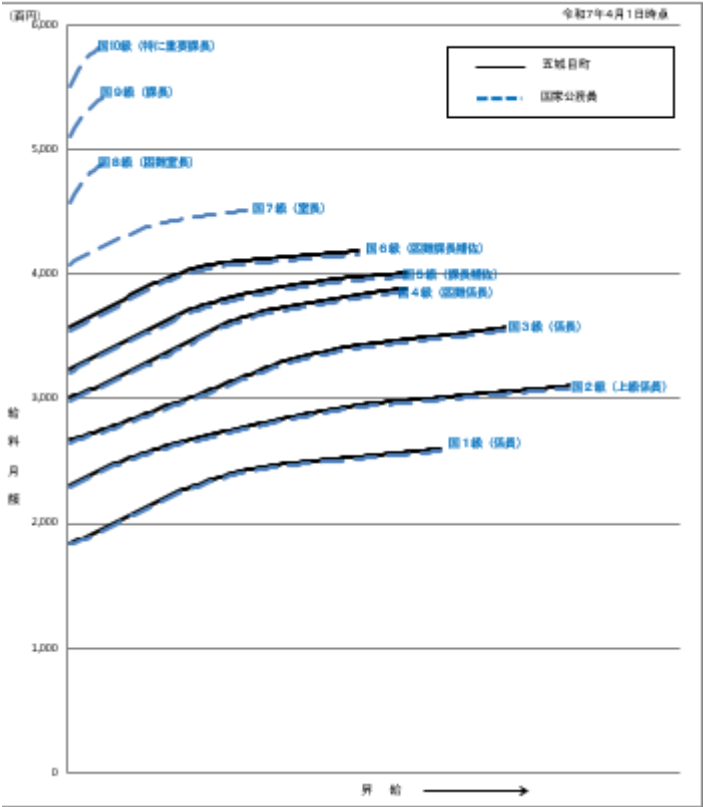
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 構成比の合計は、端数処理の関係で合計しても100%にならないことがある。

（注）令和5年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（五城目町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五城目町	秋田県	国
1人当たり平均支給額 1,441千円	一人当たり平均支給額 1,812千円	—
(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分 (1.425)月分 (1.025)月分	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分	(令和7年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.525月分 2.125月分

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（五城目町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和8年4月1日現在）

五城目町		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6月分	24.5月分
勤続25年	28.0月分	33.2月分
勤続35年	39.7月分	47.7月分
最高限度	47.7月分	47.7月分
その他の加算措置		
定年前早期退職時特別措置		
(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額	1,310千円	20,851千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和7年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 7 年度決算）			1,979千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 7 年度決算）			66千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 7 年度）			22.7%	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和 7 年 度決算）	左記職員に対する支給 単価
夜間特殊勤務手当	消防職員	夜間の通信業務 ほか	1,744千円	1 時間325円
救急自動車業務手当	消防職員	救急自動車業務	236千円	1 勤務200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和 7 年度決算)	48,041 千円
一人当たり支給額(令和 7 年度決算)	364 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（7 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和 8 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	支給実績 (令和 7 年度 決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (令和 7 年度決算)
扶 養 手 当	条例による	10,863 千円	237 千円
住 居 手 当	〃	6,490 千円	271 千円
通 勤 手 当	〃	5,915 千円	70 千円
管理職手当	〃	4,335 千円	310 千円

5 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	720,000 円
	副 市 区 町 村 長	555,000 円
報 酬	議 長	280,000 円
	副 議 長	245,000 円
	議 員	235,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和7年度支給割合) 2.525月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和7年度支給割合) 2.525月分
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職月数×0.47 16,243千円 任期毎 給料月額×在職月数×0.28 7,459千円 任期毎
	備 考	

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	72	74	2	新規採用者の増加
	教育部門	14	13	▲1	業務の見直しによる減
	消防部門	29	31	2	新規採用者の増加
	小 計	115	118	3	
公 営 企 業 等 部 門	水道	2	2	0	
	下水道	2	2	0	
	その他	12	10	▲2	業務の見直しによる減
	小 計	16	14	▲2	
合 計		131	132	1	
		[137]	[137]	[]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 7	人 12	人 13	人 15	人 19	人 10	人 3	人 12	人 13	人 8	人 6	人 14	人 132

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 年 度	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	78	80	76	72	74	▲4 (▲5%)
教育	15	15	16	14	13	▲2 (▲13%)
消防	29	29	28	29	31	2 (7%)
普通会計計	122	124	120	115	118	▲4 (▲3%)
公営企業等会計計	15	14	15	16	14	▲1 (▲7%)
総合計	137	138	135	131	132	▲5 (▲4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。